

\*\*\*\*\*次世代育成支援対策推進法「一般事業主行動計画」\*\*\*\*\*

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定し推進します。

1. 計画期間

2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間（第5期）

2. 行動計画策定指針の事項

(1)「妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備」

目標 ①配偶者出産に伴う男性労働者の特別休暇の取得率を30%以上、かつ、育児休業の取得を3人以上にする

<対策>

- ・ 特別休暇取得状況の把握・分析・対策 (2019年度)
- ・ 各種会議、オルグ等において継続的な啓蒙活動を行う (2019年度～2022年度)
- ・ 好事例等の紹介 (2019年度～2022年度)

目標 ②育児・介護休業規程において、より利用しやすい制度の整備を図る

<対策>

- ・ 従業員のニーズの把握・分析・対策 (2019年度)
- ・ 運用開始 (2019年度)
- ・ 各種会議、オルグ等において継続的な啓蒙活動を行う (2019年度～2022年度)
- ・ 効果検証 (2022年度)

(2)「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」

目標 ③計画期間の最終年度までに、年次有給休暇の取得率を55%にする

<対策>

- ・ 年次有給休暇の把握・分析・対策 (2019年度～2022年度)
- ・ 年次有給休暇取得促進のための施策展開 (2019年度～2022年度)
- ・ 各種会議、オルグ等において継続的な啓蒙活動を行う (2019年度～2022年度)
- ・ 年次有給休暇取得状況を現場責任者へ情報提供 (2019年度～2022年度)